

ないえ会 会報 No.26

2020年3月25日

- 知的障がい者施設のこれから：生活介護 支援員 上村一貴
- 障がい者が利用できる制度について：事務局



開所式のお弁当 (28/4)

知的障がい者施設のこれから

生活介護 支援員 上村一貴

2019年11月、社会福祉法人岩見沢清丘園（以下「清丘園」と称します）にて、ないえ家族会の研修に参加させていただきました。研修では日向眞施設長による講演が行われ、清丘園での高齢化に関する話を聞かせていただきました。



講演する日向施設長

清丘園が開設された昭和31年当初、利用者さんの年齢層は30代～40代がほとんどだった様ですが、現在は60代～80代の利用者さんが多くなったとのことです。開設当初から日中活動は作業が中心でしたが、利用者さんの高齢化、身体状況の変化に伴い、支援内容が変わって行ったとのことです。支援内容が変わる際、多くの利用者さんからすぐには受け入れてもらえなかったそうです。その要因として利用者さんには長い年月仕事をやってきたというプライドがあったこと。当時は、作業＝美徳という考え方の時代だったからとのことです。ないえ福祉会でも就労継続支援B型を利用している方が、生活介護に移行することがありますが、その際は利用者さんのプライドを守り、新たな環境に馴染めるように配慮を心掛けて欲しいということでした。

看取りに関する話では、障がい者支援施設が終の棲家となることは難しいという話がありました。障がい者支援施設には医療の環境が整っていないため、確かな対応が出来きません。また看護師が常勤しているため、訪問看護を利用するということが出来ないとのことです。看取りとは場所を

言うのか、職員の対応を言うのか、という事を考えると、場所がどこであっても、その方に寄り添う事自体が看取りになるのではないかとということでした。利用者さんが入院した場合は、職員が面会に行き声をかけ、最期を見届けるという方法もあるということでした。

高齢化に伴い、身寄りのない利用者さんも多くなってきたとのことです。身寄りのない利用者さんが亡くなった場合のことを考え、1983年7月に供養塔を建てたそうです。亡くなった利用者さんが、安らかに眠れる場所を考えた結果、清丘園敷地内の施設を一望できる場所に決めたそうです。毎年7月になると供養祭を開き、亡くなった利用者さんの供養を行っているとのことです。清丘園では亡くなった後も、利用者さんに寄り添っているのだと感じました。



講演を聴く会員と職員

知的障がい者施設の高齢化という問題を改めて感じた研修でした。内閣府が2018年に行った、日本における高齢化率の調査では、28.1%が高齢者ということ。北海道においては31.3%で、3.2人に1人は高齢者ということになります。高齢化率は今後も増加していく見通しで、これは知的障がい者にも当てはまります。障がい者支援施設ないえに入所している、利用者さんの平均年齢は48.6歳とまだ若い方ですが、これから先のことを考え、支援内容や体制を見直し、準備を進めていく必要があるのだと感じました。

障がい者が利用できる制度について (1)

事務局

1. 税金について

1) 障害者本人が受けられる特例

障害のある方は、障害者控除をはじめ、様々な特例を受けられます。

● 所得税の障害者控除

納税者本人が障害者であるときは、障害者控除として27万円（特別障害者のときは40万円）が所得金額から差し引かれます。

● 相続税の障害者控除

相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

● 特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※ 特定障害者とは、①特別障害者及び②障害者のうち精神に障害がある方をいいます。

障害者本人が受けられる特例

特例の区分	障害者	特別障害者
所得税の障害者控除	27万円を控除	40万円を控除
相続税の障害者控除	障害者が85歳に達するまでの年数1年につき10万円を控除	障害者が85歳に達するまでの年数1年につき20万円を控除
贈与税の非課税	精神に障害がある方については、信託受益権の価額のうち3,000万円まで→非課税	信託受益権の価額のうち6,000万円まで→非課税
心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	給付金→非課税(所得税) 相続や贈与による給付金を受ける権利の取得→非課税(相続税・贈与税)	
少額貯蓄の利子等の非課税	350万円までの預貯金等の利子等→非課税(所得税)	

2) 障害者を扶養している方が受けられる特例

● 所得税の障害者控除

障害者である親族を扶養している方は、所得税の障害者控除を受けられます。同一生計配偶者又は扶養親族が障害者のときは、障害者控除として1人当たり27万円（特別障害者のときは1人当たり40万円）が所得金額から差し引かれます。なお、障害者控除は、

扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合にも適用されます。

● 障害者と同居している場合

同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、納税者、その配偶者又は納税者と生計を一にする親族のいずれかとの同居しているときは、障害者控除として1人当たり75万円が所得金額から差し引かれます。

障害者である親族を扶養している方が受けられる障害者控除額

区分	控除額
障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者	75万円

詳しくは国税庁ホームページ

(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/03_2.htm)
をご覧ください。

編集後記

新型コロナウイルス感染症で道内は大変な状況ですが、いかがお過ごしでしょうか。ないえ福祉会の開所式やないえ会総会などの会報が届く頃には開催の有無が決まっているかと存じます。ないえ福祉会職員や利用者それにないえ会員の皆様のご健康を祈念申し上げます。

発行 ないえ会

079-0303 奈井江町字東奈井江 77 番地
電話：0125-65-5301